

被災農業者の早期営農再開を支援

(日本政策金融公庫)

【概要】

東日本大震災で被災した農家により構成された新設法人に対し、営農再開に必要な資金を融資。

背景と経緯

A社の位置する宮城県B市の沿岸部は、東日本大震災による津波被害により、地区のほぼ全ての農地が浸水する被害を受け、生産体制の早期復旧・復興が課題となっている。

このため、B市が東日本大震災復興交付金を活用し、農業用施設・機械を取得して被災農家に無償貸与することで地区全体の生産体制の復興を計画した。

当事業の担い手として、地域の被災農家6戸が稲作中心の大規模経営を行うことを目的に法人を設立し、市から施設・機械を借り受け、営農再開を図った。営農再開のために資材費、人件費などの運転資金の調達が必要となったA社に対し、日本政策金融公庫として資金供給を検討した。

具体的な取組

日本公庫は、A社の円滑な事業立上げが地域の生産体制の早期復旧・復興に資するものと考え、平成26年春、地方自治体等と連携のうえ農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（※）で約5千万円を融資するなどしてA社の支援を行った。同資金は、農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた認定農業者に対して、日本公庫が計画の達成に必要な資金を融資し、

※ 《農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の概要》

ご利用いただける方	認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人） ※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。	
資金の使いみち	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。 ・農地等（取得のほか、改良・造成も対象となります。） ・施設・機械（農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。） ・果樹・家畜等（購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。） ・その他の経営費（規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。） ・経営の安定化（負債の整理（制度資金は除く）などが対象となります。） ・法人への出資金（個人が法人に参加するために必要な出資金等の支払いが対象となります。）	
ご融資条件	ご返済期間	25年以内（うち据置期間10年以内）
	融資限度額	【個人】3億円（特認6億円） 【法人】10億円（特認20億円） ※このうち経営の安定化のための資金のご融資限度額は個人6,000万円（特認1億2,000万円）、法人2億円（特認4億円）です。

農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を資金面で総合的に応援するものである。

取組の成果

日本公庫から融資を受けると共に、事業者Aは行政からの支援を受け、復旧を終えた農地約40ヘクタールを活用し徐々に農業生産を再開していった。

事業再開した新農地では、稲作のほか野菜等の収穫も行っており、今後も離農者の農地を集積するなどして、稲作を中心に経営面積約100ヘクタールの大規模経営を目標としており、地域の生産体制復旧の重要な担い手として期待されている。

農業経営改善計画の策定に基づき融資を行う日本公庫の同制度は、市町村長の認定を経ることで、地方の復興計画、当地の復興後の農業の在り方に連動した制度である。こうした手続きにより、単なる復旧ではなく、中長期的な視点で各地域の農業の在り方を踏まえた、競争力強化の取組として期待される。



(イメージ)

今後の課題

A社は事業再開を果たすことができたが、今後の円滑な規模拡大と経営継続に向けては、関係機関と連携しながら事業立ち上がり後のフォローを行っていく必要がある。

震災から間もなく5年となるが、これまで国、地方自治体や関係機関の支援もあり、多くの農地が復旧すると共に、多くの農業者が事業再開を果たした。今後は、農地の大区画化・利用集積を進めていくなど、復旧からその先を見越した生産性、競争力の強化が課題となる。日本公庫として、同制度の活用等を通じて被災地農業者の取組を今後も支援していく。



Point | 支援実施のポイント／横展開にあたっての示唆

支援実施のポイント① 行政の復興施策と連携した金融支援

支援実施のポイント② 地域の担い手の復興に向けた支援